

富山県告示第25号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年 1 月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

魚津市

2 事業の種類

（仮称）保健・医療・介護連携拠点施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山県魚津市六郎丸地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、魚津市六郎丸地内の土地を起業地とする（仮称）保健・医療・介護連携拠点施設建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、魚津市が事業主体となり、当市の保健センター、地域包括支援センター、介護保険・高齢者福祉所管課による保健・介護・福祉が一体となった予防拠点施設を整備するものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である魚津市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

地域保健対策に関して、国では、その円滑な実施及び総合的な推進を図

ることを目的に市町村等が取り組むべき方向として示した指針において、「市町村は、住民に身近な保健サービスを介護サービス又は福祉サービスと一体的に提供できる体制の整備に努める。」としている。

魚津市では、平成23年3月に策定した「第4次魚津市総合計画」において、「健やかで笑顔あふれるまち」を基本目標の一つとし、その実現のための主要な施策として「地域医療体制の充実」を掲げ、その基本事業を「住み慣れた地域で継続的な医療・福祉・介護が受けられる体制づくりを支援します。」としている。また、同年に策定した「魚津市高齢者保健福祉計画・第5期魚津市介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」においても保健・医療・介護の十分な連携強化を図るための拠点施設づくりを掲げている。

本件事業は、当市の保健センター、地域包括支援センター、介護保険・高齢者福祉所管課を同一施設内に設置することにより、保健・介護・福祉に関する各種手続や相談に総合的に対応できる体制を整備するとともに、市内唯一の総合病院に隣接して建設することにより、医療スタッフと在宅生活を支える地域包括支援センターのスタッフとが緊密で早急な連携をとることができる体制を整備するものである。

これにより、急性期の治療を終えた患者の在宅生活へのスムーズな移行が期待できるほか、住民の健康状態や生活環境に対応した一体的・総合的なサービスの提供ができるなど、地域保健対策の向上に寄与するものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、市内で唯一の総合病院に隣接する3候補地で比較検討した結果、経済性や利便性の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、魚津市の総合計画実施計画において平成24年度から実施することとされており、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

魚津市役所